日本科学者会議
福岡支部ニュース
No.243
2017年4月19日発行

●日本科学者会議事務局
〒113-0034　東京都文京区湯島 1-9-15
Tel:（03）3812-1472

●福岡支部事務局
〒819-0395 福岡市西区元岡 744
九州大学・基幹教育院
小早川義尚　気付け
〈TEL〉092-802-6014
〈E-mail〉fukuoka@jsa-fukuoka.sakura.ne.jp
〈郵便振替〉福岡 01790-1-5576
〈支部HP〉http://jsa-fukuoka.sakura.ne.jp/index.html

目次　　ページ

1　日本科学者会議福岡支部第47回定期大会(5/14)の案内　1
2　福岡支部講演会(5/14)「大学の軍事研究と安倍政権　具体化する軍学共同路線の果てに」（講師：纐纈 厚氏）の案内　2
3　福岡核問題研究会声明(3/1)「玄海原発３，４号機の再稼働は許されない」　3
4　佐賀県知事への要請と声明文についての記者会見（3/7）の報告　5
5　福岡核問題研究会(2/25, 3/25)の報告　6
6　報告「２つの軍学共同に反対する集会に参加して」　7
7　『日本の科学者』読書会（4/10）「４月号特集：日本は法治国家か？―辺野古・高江から地方自治と国家を問う」の報告　8
8　例会等の案内　10
8-1　北九州分会2016年度第3回例会(4月21日)（4月21日）「大学と軍事研究―今こそ軍学共同拒絶へと舵を切るとき―」
8-2　福岡核問題研究会例会（4月29日）「(1) 玄海原発の審査についての異議申立について (2) 軍学共同反対について (3) 原発関連の基礎事項についての講演学習会について」
8-3　『日本の科学者』読書会（5月8日）「５月号特集：生物多様性から改めて問う日本の環境政策」―沿岸域統合管理を手がかりに
8-4　『日本の科学者』読書会(6月12日)「６月号特集：女性研究者の出産・子育て―研究との両立と葛藤

１．日本科学者会議福岡支部第47回定期大会の案内

日本科学者会議福岡支部第４７回定期大会を下記の通り開催します。定期大会終了後は、例年通り講演会を開催します。会員の皆様のご出席・参加をお願いします。

欠席される場合は下の委任状（e-mailでの送付可）を提出してください。なお、例年通り、委任状を出されずに欠席された場合は、議決権を議長に委任したものと見なします。

記

日　時：　2016年5月14日（日）13:30～15:00（開場13:00）

場　所：　久留米大学福岡サテライト・天神エルガーラオフィス6階（国体道路側入口より）
（周辺地図：次ページに掲載）

議　事：　2016 年度支部活動報告
　　2016 年度支部会計報告
　　2017 年度支部活動計画
　　2017 年度支部予算案

----------委任状----------

私、日本科学者会議福岡支部会員（　　）は、第 47 回定期大会における議決権を（　　）に委任します。

2017 年　　月　　日

（代理人の記入がない場合は議長委任となります。）

２．福岡支部講演会の案内

日本科学者会議福岡支部講演会

日　時　：　5 月 14 日（日）15:30～17:00（開場 15:10）
会　場　：　久留米大学福岡サテライト・天神エルガーラオフィス6階（国体道路側入口より）
講演題目：　「大学の軍事研究と安倍政権　具体化する軍学共同路線の果てに」
講　師　：　纐纈（こうけつ）　厚 氏　（山口大学名誉教授）

講演要旨:

防衛省は現在、軍事研究予算として総額１１０億円の募集を行っています。日本学術会議は、軍事研究を否定した１９５０年、１９６７年の声明を踏まえ、本年３月２４日に事実上、軍事研究を否定する内容の声明を発しています。しかし、安倍政権は日米同盟強化を旗印に、軍拡路線を強行し、防衛費の増額を決定しています。いま、私たちは学問の自由が奪われ、科学技術研究の成果が戦争に資することを強要されてようとしています。これは先の戦争を教訓として成立するはずの学問や研究の在り方を根底から否定するものです。あらためて軍学共同路線を糾弾する議論を起こしていかなければなりません。本集会では、この問題について皆さんと一緒に考えていきます。

（会場案内地図）久留米大学福岡サテライト・大丸福岡天神店東館エルガーラ 6 階

３．福岡核問題研究会声明「玄海原発３，４号機の再稼働は許されない」

福岡核問題研究会は，3 月 1 日付で「玄海原発３，４号機の再稼働は許されない」という声明を発表した．

玄海原発３，４号機の再稼働は許されない

2017 年 3 月 1 日　　福岡核問題研究会

１．はじめに

原子力規制委員会は，さる 1 月 18 日，九州電力の玄海原発３，４号機が新規制基準を満たすと認める審査書を正式決定した．九州電力は，認められた対策工事を年度内にも終えて，この夏ごろには再稼働をする予定という．私たちは，2014 年の夏，川内原発の再稼働に反対する声明を発表したが，原発をめぐる状況は当時と変わらない．

福島原発事故により「決して起きない」と言われてきた過酷事故は容易く起きることが明らかになり，「安いから使う」と言われてきた原発が決して安くないことが明らかになった．福島原発事故の処理費用が 21.5 兆円にもなることが発表され，この額がさらに増加することが確実視されている．原発は，意図的破壊行為も想定しなければならず，安全性からも経済性からも他の発電設備に比較して格段に劣るものと言わざるを得ない．福島原発事故の真相究明がなされていない現状では，原発の再稼働が許されないのは当然である．玄海原発３，４号機の再稼働をめぐる問題点を指摘しておきたい．

２．いま必要なのは原発受け入れの根本的見直し

まず第一に，玄海原発を含めて日本に現存する原発は，事故が起きても周辺の公衆に「著しい放射線被ばくのリスクを与えない」との前提で設計され，「過酷事故は起きない」，念のため計画するが「住民避難は必要ない」との説明で建設されてきた．福島原発事故のように炉心が損傷して冷却が難しくなれば，設計条件を超える温度，圧力および放射線レベルになるので，本来なら全面的・根本的・総合的に設計を見直す必要がある．「過酷事故は起きる」「大量の放射能がまき散らされる」「避難も必要」と分かった訳であるが，これらは電気のための余りにも過大な代償であり，原発受入れ拒否の理由とさえなるものである．

３．新規制基準は「世界最高水準の安全基準」ではない

第二に，再稼働の審査に使った新規制基準が決して「世界最高水準の安全基準」ではなく，大変甘い基準である点は見逃せない．例えば，新規制基準では，使用済燃料の貯蔵施設に関して，「使用済燃料が冠水さえしていれば，（中略）その崩壊熱は十分除去される」，そして，「放射性物質が放出されるような事態は考えられない」ので，貯蔵施設の閉じ込め機能を要求しなくてよいとしている．これについても，福島原発事故で最も恐れられたのは燃料プールからの放射性物質の放出であったことを考えれば，あまりにも楽観的である．相対的に安全な空冷式の「乾式貯蔵」についての記述がまったくない．このことは，この「新規制基準」が原発の安全性よりもその再稼働を優先するためのものであることを物語っている．新規制基準が原発の安全を保証するものにはなっていない．

４．水蒸気爆発，ずさんな過酷事故対策

第三に，過酷事故対策がずさんであることも重大である．一例だけを挙げれば，溶融した炉心を水張りした格納容器に受けて冷却するという「過酷事故対策」がある．この「対策」は水蒸気爆発を誘発する恐れがある．水蒸気爆発が起きれば，福島原発事故をはるかに超える放射性物質が環境に放出される恐れがある．過酷事故対策は，国際原子力機関 (IAEA) の深層防護のうち「重大事故の影響緩和を目的」とした第 4 層に属する対策の１つであるが，これでは「影響緩和」ではなく，「影響拡大」または「影響の深刻化」をもたらす．「過酷事故現象学」という分野の世界的権威 B.R. Sehgal 教授の編集による国際会議報告集(*)における合意は，「過酷事故のなかで溶融炉心と冷却材(水) が接触すれば，水蒸気爆発が必ず起きると考えよう」ということである．文

字通り，溶融炉心だけを受止め，水から隔離する「コアキャッチャー」という装置のアイデアは，このような認識から出発したものである．

５．原発の耐震性の問題

第四に，基準地震動についての問題も重大である．基準地震動とは原発の耐震設計において基準とする地震動（地面や地中の揺れ）のことで，玄海原発では 620 ガルである．地震は，すでに見つかっている活断層で起きる場合と，活断層が未発見の場所で起きる場合がある．2016 年 10 月 21 日の鳥取県中部地震（M6.6）はこれまで知られていない断層が動いたものとの見解を政府の地震調査委員会が発表した．この地震では震源近くで震度 6 弱を記録した．玄海原発の付近は地震が比較的少ない地域であるが，このような未発見の断層による地震で起きる危険度は小さいとは言いきれない．玄海原発直下で鳥取県中部地震を超える規模の地震が起きる可能性は否定できない．また，九州電力や規制委員会による活断層を特定した基準地震動の評価法では，過小評価になっているとの多数の地震学者の警告がある．これらを考えれば，今回の玄海原発再稼働審査によって原子炉格納容器を含めた原発の耐震性が確かめられたとは到底言えない．

６．避難計画および移住の問題

第五に，避難計画についての審査が今回の再稼働審査にないことも重大である．IAEA の深層防護では，第 5 層で「放射性物質が放出したとしても，公衆被ばくを抑制するように備える」ことを提案し，第 1 層から第 5 層までの各層はそれぞれ独立に対策を立てるべきであるということを強調している．今回の審査では，公衆被ばくを抑制するための避難計画は審査の対象から外し，原発周辺自治体まかせになっている．一私企業の利益のための原発の稼働により事故が起きたからと言って，周辺自治体がそのための避難計画作成の責任を負わされること自身，道理に合うことではないが，避難計画を審査対象から外すことは，IAEA 深層防護の第 5 層無視といえる．

福岡市の西隣の糸島市の避難計画は，福岡市に避難するということのようであるが，糸島市から避難しなければならない状況では，福岡市からも避難しなければならない確率が極めて高い．しかし，150 万人を擁する福岡市の避難計画はない．事故時に被害を被る原発周辺住民が過酷事故を覚悟して避難計画を立て，一私企業の利益のために玄海原発３，４号機の再稼働を認めなければならない理由はない．

福島原発事故で最も深刻な問題の一つは，故郷を喪失した人々の移住の問題であった．再稼働にあたって，この点について一言のコメントもないのは大変気になる．避難計画を法的に義務付けられ，実害を被る危険にさらされることになる原発周辺自治体と住民の同意なしに再稼働をすることは許されることではない．

７．世代間倫理に反する行為は許されない

第六に，世代間倫理についての問題もある．原発の稼働により発生する使用済核燃料などの高レベル放射性廃棄物は，一私企業の利益のために作り出されるものであるが，10 万年余の管理保管を要する．これ以上の高レベル放射性廃棄物を「負の遺産」として，未来の世代に残すことは世代間倫理に反する．この大地は私たちの「子孫からの借りもの」であり，再稼働により「負の遺産」を増やすことは子孫への犯罪的な行為で許されない．

８．原発再稼働の決定は民主主義的な手続きで

最後に，民主主義の問題もある．朝日新聞社が 2017 年 2 月 18, 19 日に実施した全国世論調査では，原子力発電所の運転再開の賛否を尋ねたところ，「反対」は 57%で「賛成」29%の２倍となっている．他の世論調査でもほぼ似たような結果である．このような世論のもとで，しかも，安全性についての十分な保証もない中で，多くの国民の納得が得られない玄海原発３，４号機の再稼働は，民主主義の問題としても許されない．

(*) “Nuclear Safety in Light Water Reactors: Severe Accident Phenomenology” ed. by B.R. Sehgal, (Academic Press, 2012).

４．佐賀県知事への要請と声明文についての記者会見（3/7）

3 月 1 日付の福岡核問題研究会の声明文「玄海原発３，４号機の再稼働は許されない」（前出）を玄海原発再稼働についての判断の材料として使用してもらうように，以下の要請文を添えて佐賀県知事への要請を， 3 月 7 日に行った．

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

2017 年 3 月 7 日

佐賀県知事
山口祥義 様

九州電力は，玄海原発３，４号機について原子力規制委員会に認められた対策工事を年度内にも終え，佐賀県知事の同意を得て，この夏ごろには再稼働をする予定であると聞いています．私たち福岡核問題研究会は，さる 3 月 1 日に別紙のような「玄海原発３，４号機の再稼働は許されない」と題する声明文を公表しました．玄海原発３，４号機の再稼働に関連して，考えられるさまざまな問題点を指摘したものです．

知事が九州電力への対応を考えられる際に，別紙の声明文の内容を参考にしていただければ幸いです．事故時に被害を被る原発周辺住民が過酷事故を覚悟して避難計画を立ててまで，一私企業の利益のために玄海原発３，４号機の再稼働を認めなければならない理由はないのではないでしょうか．

福岡核問題研究会
世話人：三好永作

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

その後，佐賀県政記者クラブにおいて記者会見を行った．記者会見には NHK と数社の新聞社の記者に集まっていただいた．同日には，岸本秀雄・玄海町長の再稼働に同意したというニュースがあり，それとの関連で読売新聞，佐賀新聞，西日本新聞が記者会見で発表した内容を記事にしてもらった．それらの記事は以下の通り．

（３月８日，読売新聞佐賀地方版）

大学教員の OB らでつくる「福岡核問題研究会」（世話人＝三好永作・九大名誉教授）は７日，県庁を訪れ，九州電力原子力発電所３，４号機（玄海町）の再稼働に反対する山口知事宛ての意見書を提出した．

研究会は核に関する研究会を行ったり，シンポジウムを開いたりしている．玄海原発を巡り，今月１日には▸今必要なのは原発受け入れの根本的見直し▸新規制基準は「世界最高水準の安全基準」ではない，などとする声明文を公表していた．

この日，県に提出した意見書では「事故時に被害を被る周辺住民が避難計画を立ててまで，一私企業の利益のために再稼働を認めなければならない理由はないのではないでしょうか」などと主張している．

岸本秀雄・玄海町長の同意表明について，研究会の豊島耕一・佐賀大名誉教授は「町の同意だけで動かしていいはずがない」と批判した．

（３月８日，佐賀新聞）

専門家らでつくる「福岡核問題研究会」は同日，県に再稼働の問題点を指摘する文書を提出した．世話人の三好永作九州大学名誉教授（物理学）は「原子力規制委員会の新規制基準は世界から笑われるようなレベルで，日本の科学技術の劣化を物語る．安全性をないがしろにするのは許せない」と話した．

（３月８日，西日本新聞佐賀地方版）

福岡県内の大学教員や医師でつくる「福岡核問題研究会」は，過酷事故対策の不備などを指摘す

る声明文を県庁に提出した．佐賀大名誉教授の豊島耕一さん（69）は会見で「町の同意だけで動かすべきではない．県内や福岡，長崎両県も含めて広範囲の自治体の同意が必要だ」と訴えた．

５．福岡核問題研究会の報告

福岡核問題研究会は，この間，以下のように２回の例会を行った．

2 月例会

日時：2017 年 2 月 25 日（土）10:00～12:30

話題：(1) 佐賀県原子力専門部会への申し込みの検討

(2) 玄海原発再稼働についての反対声明文の検討

3 月例会

日時：2017 年 3 月 25 日（土）10:00～12:30

話題：(1) 自作フリーウェアの活用法（報告：竹下氏）

(2) 北朝鮮の核実験の到達点と意図の技術的分析―ブースター弾頭の小型化（報告:岡本氏）（ブースター弾頭とは核融合により強化された核分裂弾頭のこと）

2 月例会では，はじめに，佐賀県原子力専門部会を数回にわたって傍聴した方から，その専門部会における討論内容が報告された．専門部会は，総じて緩いもので，県の事務局（原子力安全対策課）からの説明に対して専門部会の委員が素朴な質問をしてそれに県の職員が答えるというようなものであるとのこと．中には，鋭い質問もあり，県の職員がその場では答えられないこともあったという．福岡核問題研究会として，佐賀県の原子力安全対策課あるいは原子力安全専門部会への申込を行うことも検討したが，結果として見送ることになった．

次に玄海原発再稼働に反対する声明の原案について討議し，たくさんの修正意見が出され，それらの検討の結果，声明文「玄海原発３，４号機の再稼働は許されない」（前出）の骨子が確定された．細かな字句の修正などはメーリングリストで詰めることとなった．

3 月例会では，佐賀県知事への要請とその後の記者会見の様子を報告した後，竹下幸一氏がみずから開発されたフリーソフト「電子書庫・書籍・ノート」について，その有用性と活用性について報告された. 書籍を用いた調査や研究において目的の情報を入手するまでには, 書籍の入手, 目次や索引の参照，ページ捲り，情報の解読や取得などに，多大な労力と時間が必要となるが, 書籍のデジタル化，すなわちパソコンと情報処理技術を利用することにより，それに必要な労力と時間を大幅に短縮を可能にするのがソフト「電子書庫・書籍・ノート」であるという．これにより，労力や時間の短縮のみならず，情報の見落しなく迅速で的確な情報取得が可能である点も大きな利点である．本ソフトでは，画像データ pdf ファイルなどから「電子書籍」用ファイルを準備し，それに対応する文字コードファイル「電子ノート」を作成し，この「電子ノート」を対象にキーワード検索が可能である．さらに，複数の「電子書籍」を対象にしてキーワード検索を行うことも可能である．使用されている言語は Visual Basic で，そのコンパイラーで実行形式にしたもので稼働しているという．使い方次第で大変便利なものであるように思われた．

次に，岡本良治氏により,「北朝鮮の核実験の到達点と意図の技術的分析」と題した報告をしていただいた．岡本氏は，1984 年に『日本の科学者』誌上に核兵器に関する２つの論文「核分裂兵器と爆縮技術」および「水爆とは何かーブースター効果とテラー・ウラム配置」を書いている．「実戦における唯一の被爆国としての日本では核兵器への反対の世論は根強いが，必ずしも核兵器の理解を深めること, あるいは科学的, 技術的分析や核戦争の想定される被害の具体的検討は, 残念ながら，十分には行われていない．核兵器廃絶の運動の発展，特に節目ごとの課題設定を適切に行うためにも」核兵器を正確に理解することが必要と岡本氏はいう. ブースター核弾頭とは, より具体的にはトリチウムが関与する DT 核融合反応を媒介として, 核分裂反応を強化する仕組みをもつ弾頭であるという. DT 核融合反応により発生する 14 MeV の高速中性子が Pu239 や U238

に衝突することで，通常の核分裂の場合（U238 は通常は核分裂しない）より 1.5 倍程度多量の中性子が発生することで，通常の核分裂爆弾より高効率となる．岡本氏は，すべての核兵器国がすでにこの兵器を獲得し実戦配備している，北朝鮮がこのブースター核分裂弾頭の生産と配備を開始できるようになった可能性が高いとみている．核兵器が危険で非人道的な兵器であるとすれば，単に北朝鮮指導部に対してだけではなく，米国を初め，核兵器保有国の全てに対して廃棄を要求するべきである．日本国内でも，北朝鮮と米国の双方による軍事活動の停止などを求めるなど，軍事的緊張を高める機運や試みには慎重で抑制するように，時宜を逸せずに運動すべきであろう．

（報告者：三好永作）

６． 報告「２つの軍学共同に反対する集会に参加して

三好永作

4 月 8 日（土）と 9 日（日）に軍学共同に反対する集まりに出席した．一つは，中央大学理工キャンパスで 8 日に開かれた「学術および学術体制のあり方を問うプレシンポ」と銘打った JSA 会員を対象にした集まりであり，もう一つは明治大学で 9 日に開かれた「安全保障関連法に反対する学者の会」主催による「軍学共同反対・安倍政治を糺す大学人シンポジウム」である．

前者は，来たる 6 月 25 日（日）午後に予定している総合シンポジウムのプレシンポという位置付けで，軍事研究をめぐる現状と課題についての報告や討論があり，主に日本学術会議幹事会の「軍事的安全保障研究に関する声明」（3 月 24 日幹事会決定）をどう考えるかについて議論された．

「声明」は，軍事研究を行わないとした 1950 年声明と 1967 年声明を「堅持」するのではなく，「継承」するとした．そして，防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は問題点が多いとしながら，それへの申請を認められないとするのではなく，「大学等の研究機関は，（中略）軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について，その適切性を（中略）審査する制度を設けるべきである」と大学等の責任で判断するように促している．この点で「声明」が個々の大学で防衛省の「推進制度」に応募していく道を残していることを見過ごすべきではない．

しかし，先の２つの声明を「堅持」するとの，一切の軍事研究を否定するようなものであった場合には，採択そのものが困難であり，採択されたとしても個々の大学で「反旗」が翻る可能性があったことを考えれば，この「声明」がギリギリの線での妥協点であったという．この点で「幹事会での決議は私の方から見ると『怪我の功名』であったように思います．（中略）今後は，この声明を実効性あるものとして，声明を生かして，研究者コミュニティーで，ガイドラインや委員会などを作って対応する運動が不可欠だと考えました」（3/24）との井原聡 JSA 事務局長の発言は重要である．亀山氏は，「学術会議の決議の否定的評価によって，決議の実効性，学術会議の健全性を，それを求める側が否定してしまう事態は，絶対に避けなければならない」と報告された．

「声明」の積極面を評価し，これを軍学共同に反対し食い止めていくための道具として如何に使って行くかが私たちの課題として突きつけられているように感じた．そして大事なのは，このような議論を大学内や研究者間のみに限るのではなく，一般の社会人を含めて，学問はどうあるべきか，また大学の研究・教育はどうあるべきか，ということを広く議論していくことではないか．

日本科学者会議の常任幹事会は「日本学術会議の『軍事的安全保障研究に関する声明』を支持し，各研究者コミュニティーで議論を深め，軍事研究拒否の体制を構築しよう」という声明を以下のサイトに発表している．

http://www.jsa.gr.jp/03statement/20170404gunjikenkyu.pdf

この声明の中で，「（学術会議幹事会）声明を飾り物でなく，実行力あるものにしていくために，（中略）社会とも共同しあって絶えず軍事研究について注視し，批判的に検討を続けることが必要である．科学者の社会的責任の一つとして取り組むことが求められる」として，日本科学

者会議としてもその社会的責任を果たすことを誓っている．

明治大学で開かれた「軍学共同反対・安倍政治を糺す大学人シンポジウム」は予想を上回る 350 名以上の参加があった．その第一部は軍学共同問題が取り上げられ，まず小森田秋夫氏（神奈川大学教授）が「学術会議における審議経過」を報告された．２つの声明の「堅持」か「継承」かについて，「継承」を選んだのは，単なる継承ではなく現状を踏まえての発展的継承である．また憲法９条について様々な意見がある中で，声明の基軸を憲法２３条「学問の自由」においた．そして，先の２つの声明は，ある意味で出しっ放しであったが，今回の「2017 年声明」は第一歩であり，社会との今後の協同が大切であるとしめくくった．

次に池内了氏（名大名誉教授）が「軍学共同の問題性」を報告された．また第二部は「安倍政治を糺す」と題して「共謀罪の危険性」を高山佳奈子氏（京都大学教授）が，そして「森友学園問題の本質」を佐藤学氏（学習院大学教授）が，それぞれ，明快にそして分かり易く講演された．これらのすべての講演の動画は下記の「学者の会」のホームページに公開されており，私がここで中途半端に報告するよりは，直接アクセスしてご覧になる方が良いと思う．

http://anti-security-related-bill.jp/

７．『日本の科学者』読書会（4/10）の報告

◆ ４月号読書会　＜特集＞日本は法治国家か？―辺野古・高江から地方自治と国家を問う

以下は 4 月 10 日（月）の読書会において報告されたレジュメをもとに『日本の科学者』読書会の様子を編集したものである．

佐藤　学：日米軍事同盟体制と沖縄の役割―在沖海兵隊・オスプレイ「御守り」論

本論文は，中国脅威論にのり「米海兵隊が，オスプレイに乗って尖閣を防衛に行くために沖縄に駐留しており，辺野古新基地はそのために必要不可欠である」という言説に反論であるという．まず，沖縄にいる米軍は，尖閣防衛のためにいるのではない．2015 年 4 月に改定された「日米防衛協力のための指針」（新ガイドライン）では，尖閣諸島を含む島嶼防衛の責任は自衛隊が負っている．米軍の役割は「支援と補完」のみである．米国は，もともと，尖閣諸島の領有権については中立であると言い続けている．領有権について中立であるという島嶼のために，米兵が命を賭けるという想定自体が成り立たない．また，オスプレイで海兵隊が尖閣に直行するということもない．海兵隊が上陸戦闘部隊を運搬する際には，海軍の強襲揚陸艦にオスプレイなどの航空機とともに載せて，作戦地近くまで行き，そこから航空機で運ぶのである．沖縄の海兵隊がオスプレイで尖閣へ戦争に行ってくれると信じて，辺野古新基地建設に膨大な国民の税金（1 兆円）をつぎ込んでバカを見るのは，日本国民であるとしている．　（報告：E.M.）

徳田博人：辺野古裁判の検証と今後の展望と課題

2015 年 10 月，翁長沖縄県知事は，前知事が行なった辺野古埋め立て承認について，取り消しを行なった．国及び沖縄県による一連の辺野古争訟が起こされた．裁判所は和解を勧告し，県と国はそれぞれが起こした訴訟を取り下げ，円満解決に向けて協議することになった．沖縄県は，国に対し県と協議するよう求め，法廷闘争を回避するよう配慮を求めたが，2016 年 7 月 22 日，国は沖縄県に対して，地方自治法に基づく不作為の違法確認訴訟を提起した．国は基地やオスプレイの存在により，国民の安全が確保できると主張．翁長知事は，沖縄の基地の過重負担や人権・環境の侵害を訴え，地方自治や民主主義が問われる裁判と位置づけて争った．福岡高裁（9 月 16 日）と最高裁（12 月 20 日）は，国の主張を検証抜きで認め，憲法や地方自治法が保障した価値（法原理）を軽視したものである．翁長知事には，埋立承認の「撤回」権限が残されている．「基地のない平和の島，沖縄」の実現に向けた辺野古新基地建設阻止こそが民主的平和的国家実現の

途であると著者は結ぶ．　（報告：S.M.）

亀山統一：沖縄島の自然環境保全の課題―その焦点としての辺野古・大浦湾の保全

2017 年 1 月，日本政府は「奄美大島，徳之島，沖縄島北部および西表島」を世界自然遺産候補に推薦することを閣議了解した．2018 年のユネスコ世界遺産委員会の審査を通れば，国内 5 番目の世界自然遺産となる．しかし，政府は自然環境保全の対象地域から軍事基地とその周辺地域を外したため，生物多様性のホットスポットを守れない，バッファーゾーンを設けられない，やんばるの多様な自然を保全できないという問題を抱えている．例えば，やんばる国立公園（2016 年 9 月）には，その東側に保護すべき森林が広がるが，米軍基地に占有されている．ヘリパッドの建設強行で固有種が生息・繁殖する第二種特別地域に隣接する森を破壊している．また，海草藻場が高密度に大規模で現れ，良好なサンゴ礁が存在する辺野古・大浦湾を政府は保全しようとしない．著者は，「沖縄に持続可能な社会を築くうえで決定的な阻害要因は明らかに軍事基地であり，基地の桎梏を解いてやんばる全体・沖縄全体の自然環境と社会・文化を保全すること」が政府の責務であると喝破する．最後に，「沖縄の軍事基地が日本の国土防衛や東アジアの安定に貢献している」との政府の主張に対して，「軍隊による平和」を否定しているのが沖縄の価値観であると対比している．　（報告：F.Y.）

宮城秋乃：やんばるの動物と生物多様性―高江・安波で発見した希少動物と，ヘリパッド建設が動物に与えた被害の具体例

沖縄島北部の東村高江と国頭村安波で行われている米軍ヘリパッド建設や米軍機の飛行が，やんばるの希少生物たちの命や住処（すみか）を奪っている．例えば，ヘリパッドや進入路，工事用道路の建設により，植物や動けない動物が死に，大木の伐採により，大木に依存するノグチゲラなどの生物種の絶滅が促進される．2011 年 10 月から数名の生物研究者による高江・安波の生物分布調査で，高江の土壌中から新種のカニムシ 2 種採集するなど，様々な新発見があり，それだけ高江や安波の森は生態的にも学術的にも重要な地域であるという．オスプレイの騒音によりノグチゲラのひなの異常な行動が目撃されている．これらの生物への悪影響は，ヘリパッドが存続する限り今後も続く．一刻も早く建設を中止し，舗装を剥がして，森を生物たちの返すことが必要だと著者は訴える．　（報告： Y.M.）

前田定孝：高江―暴走する国家権力

2016 年 7 月 22 日，沖縄防衛局は，沖縄県東村高江でヘリパッド建設工事に反対する住民の N1 テントを強制撤去した．民主的な国家では，国家権力特に警察権の行使は，厳密に法律に基づくものでなければならないが，強制撤去の法的根拠を地元新聞社が沖縄防衛局や県警に問い合わせても回答がないという．これらの事態を法治主義の観点から本論文では読み解く．法治主義とは，国民の権利保護のため，行政の主要な部分が国民の代表からなる議会の制定した法律で行われ，行政機関の行為の違法性を審査する独立の裁判所によって行政の司法統制が行われることである．行政による強制的な執行には，「直接執行」と「強制執行」があり，前者は相手方に「撤去義務」を課したうえで行政自身が強制執行するものであり，後者は義務を課すことなく直ちに強制執行するものをいう．いずれの場合にも，法的根拠が必要である．沖縄防衛局は，名宛人を特定しない撤去要請の張り紙をしたようであるが，これでは「直接執行」における特定人への「撤去義務」を課したことにはならないという．著者は，N1 テントの強制撤去は「強制執行」にも当たらないという．このほかに，警察官による県道 70 号線の封鎖や県道で実施された検問についても法治主義の観点からの検証をしている．最後に，暴走する国家権力をくいとめるために，学術と運動の連帯による取り組みが求められると筆者は主張する．　（報告：T.Y.）

（報告者：三好永作）

８．例会等の案内

8-1　北九州分会 2016 年度第 3 回例会

日　時：4 月 21 日（金）18：00 から 20：00
会　場：西小倉市民センター　２階　会議室２
話題提供者：西垣　敏氏
話題：大学と軍事研究―今こそ軍学共同拒絶へと舵を切るとき―
内容：以下の項目について討論材料を提供したい。

1.「戦争をする国」づくりの一環として
2.「デュアルユース」の論理、また軍学共同推進・容認派の論点
3. 狙われている、または手を挙げている研究分野、軍事研究への入り口
4. 大学による戦争協力の歴史と「反省」の意味
5. なぜ大学なのか、「学問の自由」権と平和・民生規定の意義
6. いま大学の教育研究はどこに向かうべきか

8-2　福岡核問題研究会

日　時：2017 年 4 月 29 日（土）10:00～12:30
場　所：九州大学筑紫キャンパス総合研究棟 C-CUBE５階 511 室
内　容：(1) 玄海原発の審査についての異議申立について（報告：北岡氏）
(2) 軍学共同反対について（報告：豊島氏）
(3) 原発関連の基礎事項についての講演学習会について

8-3 『日本の科学者』５月号 読書会

日　時：2017 年 5 月 8 日（月）14:00～17:00
場　所：ふくふくプラザ 604 室（福岡市中央区荒戸 3-3-39）
内　容：『日本の科学者』５月号＜特集＞生物多様性から改めて問う日本の環境政策
―沿岸域統合管理を手がかりに

8-4 『日本の科学者』６月号 読書会

日　時：2017 年 6 月 12 日（月）14:00～17:00
場　所：ふくふくプラザ 604 室（福岡市中央区荒戸 3-3-39）
内　容：『日本の科学者』６月号＜特集＞女性研究者の出産・子育て―研究との両立と葛藤